

取扱職種の範囲等の明示（様式例）

求人者・求職者のみなさまへ

（事業所名）株式会社〇〇〇

取扱職種の範囲等

- ・ 取扱職種： 全職種
- ・ 取扱地域： 国内

手数料に関する事項

【求人者から徴収する手数料】

- ・ 別紙の手数料表により申し受けます

【求職者から徴収する手数料】

- ・ 手数料は一切申し受けません

求人者の情報に関する事項

- ・ 求人者情報の取扱者は、職業紹介責任者の ●● ●● です
- ・ 求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りです

個人情報の取扱いに関する事項

- ・ 個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の ●● ●● です
- ・ 取扱者は、個人情報に関して当該情報の本人から情報の開示請求があった場合、本人の資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います
さらに、これに基づき訂正請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正します

苦情処理に関する事項

- ・ 苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の ●● ●● です
- ・ 苦情の申出があった場合は、誠意をもって対応致します

返戻金に関する事項

- ・ 当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を返戻する制度）は以下のとおり設定しています。
 - ・ 就業開始後 1 ヶ月未満の自己都合退職の場合 ・ ・ ・ 50%払い戻し
 - ・ 就業開始後 3 ヶ月未満の自己都合退職の場合 ・ ・ ・ 30%払い戻し
 - ・ 就業開始後 6 ヶ月未満の自己都合退職の場合 ・ ・ ・ 10%払い戻し
 - ・ 就業開始後 6 ヶ月以降の自己都合退職の場合 ・ ・ ・ 返戻金なし

取扱職種の範囲等の明示について

(職業安定法第32条の13、則第24条の5)

求人者及び求職者に対して、原則として求人申込み又は求職申込み受理後に速やかに書面の交付又は電子メール等を利用する方法により明示しなければなりません。

ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるため、これらの方法によることができない場合は、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示した時は、この限りではありません。

なお、電子メールを利用する場合は、相手方が電子メールを利用することを希望し、電子メールが相手方に到達した場合に限られます。この場合、相手方がPC等のファイルに記録されたときに相手方に明示内容が到達したものとみなされます。

求人者及び求職者に対して必要な明示内容

- 取扱職種の範囲等（取扱職種、取扱地域）
- 手数料に関する事項
- 苦情処理に関する事項
- 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）の取扱いに関する事項
- 求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- 返戻金制度に関する事項

○ **取扱職種の範囲等**とは、厚生労働大臣に届け出ている職業紹介事業において取扱職種の範囲、取扱地域その他業務の範囲の明示を言います。

○ **手数料に関する事項**とは、求人者に対しては受付手数料や職業紹介手数料（上限制手数料又は届出制手数料）等求人者から徴収する手数料であり、求職者に対しては家政婦（夫）や配せん人等一部の職業から徴収することができる求職受付手数料や経営管理者や科学技術者等一部の職業から一定の条件を満たす場合は徴収することができる求職者手数料の明示を言います。

なお、求職者から手数料を徴収しない場合は、その旨を明示してください。

○ **苦情処理に関する事項**とは、求職者及び求人者からの苦情について、苦情相談窓口、対応方針、関係法令に照らして違法及び不法な内容を含む苦情等専門的な相談援助を必要とする苦情についての関係行政機関との連携方法等に関する事項の明示を言います。

○ **求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）の取扱いに関する事項**とは、求人者から知り得た情報（※）の保管又は使用方法、管理方法等求人者の情報の取扱いに関する事項の明示を言います。

※ 求人者情報とは、職業安定法第51条第2項及び職業安定法施行規則第34条で定める「法人である雇用主に関する情報」であり、すでに公知となっている情報及び取引後に公知となった情報や公表することを求人者が承諾した情報等を除き、業務上取り扱ったことについて知り得た求人者の情報を言います。

○ **求職者の情報の取扱いに関する事項**とは、求職者から知り得た個人情報の保管又は使用方法、管理方法等求職者の個人情報の取扱いに関して「個人情報適正管理規定」に基づき記載された内容の明示を言います。

○ **返戻金制度に関する事項**とは、返戻金制度（※）の有無と返戻金制度がある場合は、その具体的な内容を明示することが必要です。

※ 返戻金制度とは、職業安定法施行規則24条の5第2号で定める「その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる事由があった場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部または一部を返戻する制度その他これに準ずる制度」を言います。平成11年労働省告示第141号第5の4（2）において、有料職業紹介事業者は、返戻金制度を設けることが望ましいとされています。

詳しくは、職業紹介事業の業務運営要領、職業紹介事業パンフレットをご参考ください。